

議案第81号

多可町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

多可町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

# 多可町個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 年 月 日

条例第 号

## (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

## (開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

## (開示決定等の期限に関する特例)

第4条 町の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」とし、「同条第1項」とあるのは「多可町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年多可町条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

## (開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（訂正請求の手続）

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- （1） 訂正請求の年月日
- （2） 訂正請求者の連絡先
- （3） 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

（利用停止請求の手続）

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- （1） 利用停止請求の年月日
- （2） 利用停止請求者の連絡先
- （3） 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

（多可町情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第8条 町の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、多可町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年多可町条例第 号）第2条に規定する多可町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- （1） この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(多可町個人情報保護条例の廃止)

第2条 多可町個人情報保護条例（平成17年多可町条例第11号）は、廃止する。

(多可町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の多可町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧条例第10条第1項の受託業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第16条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る旧条例第28条に規定する費用負担を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由なく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の

罰金に処する。

- 5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。